

令和4年3月16日発生 福島県沖を震源とする地震に関する 相馬市からのお知らせ（支援制度一覧）

ホームページ
はこちらから



市民の皆さんが各種の支援制度を最大限に活用しながら生活再建に取り組むことができるよう、次のとおり支援制度を一覧にしてお知らせします。

●支援制度一覧（7月15日現在）

支援制度名・問い合わせ先	制度概要 ※詳細はホームページを確認、または問い合わせください。	罹災証明書の判定					
		一部損壊	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊
住宅	応急修理制度 ▼市役所2階建築課 (☎37-2178) 災害支援法に基づき、被災した住宅の日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急修理について、市が事業者に依頼し、一定の範囲内で修理費用を支払います。 ●補助対象 市内に居住している住宅 ●補助金額 ▼半壊以上=最大59万5千円▼準半壊=最大30万円 ●申請期限 8月15日(月)		○	○	○	○	○
	一部損壊住宅修理支援 ▼市役所2階建築課 (☎37-2178) 被災した住宅の日常生活に必要な不可欠な部分について、20万円以上の修繕工事を実施した場合に一律10万円の補助金を支給します。 ●補助対象 市内の居住している住宅で、準半壊に至らない（一部損壊）の判定を受けた住宅 ●申請期限 11月30日(水)	○					
	屋根耐風改修（瓦屋根対象） ▼市役所2階建築課 (☎37-2178) 建築物の瓦屋根を国の基準に従って、全面改修する場合の費用の一部を補助します。 ●補助対象 令和4年3月16日以降に屋根工事を着手した建築物 ●補助金額 上限55万2千円 ●補助基準 次のうちいずれか少ない額 ▼補助対象工事費の23%▼屋根面積に2万4千円を乗じた額の23% ●申請期限 10月31日(月)	○	○	○	○	○	○
	被災家屋などの解体撤去 ▼市役所1階生活環境課 (☎37-2143) 災害により被害を受けた家屋などの解体撤去を市が行います。 ※受付開始前に自費により解体撤去を行っている場合は、一定の要件を満たした範囲で費用の償還を行います。			○	○	○	○
	被災ブロック塀などの解体撤去 ▼市役所1階生活環境課 (☎37-2143) 災害により損壊し、倒れる恐れのあるブロック塀などの解体撤去を市が行います。 ※受付開始前に自費により解体撤去を行っている場合は、一定の要件を満たした範囲で費用の償還を行います。	不要					
	県賃貸型応急住宅供与 ▼市役所2階建築課 (☎37-2179) 住宅が被災した方を対象に、県が民間賃貸住宅を借り上げて供与します。 ●申請期限 7月29日(金) ※半壊（大規模半壊および中規模半壊を含む）であっても、居住困難な方は相談ください。 ※7月1日(金)以降の申請は罹災証明書二次判定の手続き中など、やむを得ない理由がある方を対象にしています。			※	※	※	○
減免・免除	固定資産税の減免 ▼市役所1階税務課 (☎37-2128) 地震により被災した方を対象に、令和4年度分の固定資産税の減免を行います。 ●申請期限 8月24日(水) ※要件ごとに、減免割合があります。詳細は問い合わせください。 ※家屋は申請不要です。 ※家屋のほか、土地や償却資産も減免の対象になります。			○	○	○	○
	市・県民税の減免 ▼市役所1階税務課 (☎37-2127) 地震により被災した方を対象に、令和4年度分の市・県民税の減免を行います。 ●申請期限 8月24日(水) ※要件ごとに、減免割合があります。詳細は問い合わせください。				○	○	○

支援制度名・問い合わせ先	制度概要 ※詳細はホームページを確認、または問い合わせください。	罹災証明書の判定							
		一部損壊	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊		
減免・免除	国民健康保険税の減免 ▽市役所 1 階税務課 (☎ 37-2127)	地震により被災した方を対象に、令和 4 年度分の国民健康保険税の減免を行います。 ●申請期限 8 月 24 日 (水) ※要件ごとに、減免割合があります。詳細は問い合わせください。				○	○	○	
	介護保険料の減免 ▽市役所 1 階税務課 (☎ 37-2127)	地震により被災した方を対象に、令和 4 年度分の介護保険料の減免を行います。 ●申請期限 8 月 24 日 (水) ※要件ごとに、減免割合があります。詳細は問い合わせください。				○	○	○	
	国民年金保険料の免除 ▽市役所 1 階保険年金課 (☎ 37-2141)	災害により国民年金保険料の納付が困難な方の免除申請を受け付けています。 ●対象者 国民年金第 1 号被保険者 (20 歳以上 60 歳未満で厚生年金などに加入していない方) ●免除期間 令和 4 年 2 月分～令和 6 年 6 月分 ※罹災証明書のほか、住宅、家財やそのほかの財産などの損害が 2 分の 1 以上である場合は、免除の対象になります。				○	○	○	
貸付	災害援護資金貸付金 ▽市役所 1 階社会福祉課 (☎ 37-2204)	被災した世帯主に対し、生活の立て直しのため災害援護資金の貸し付けを行います。 ●貸付金額 150 万円～350 万円 (被害の種類、程度、所得要件による) ●償還期間 10 年 ●利率 ▽保証人あり=無利子▽保証人なし=1.5% ●申請期限 9 月 30 日 (金) ※一部損壊、準半壊は家財の 3 分の 1 以上の損害がある場合のみ対象。	※	※	○	○	○	○	
見舞金・支援金	災害見舞金 (世帯主) ▽市役所 1 階社会福祉課 (☎ 37-2204)	災害により住居に被害を受けた世帯主に対し、見舞金を支給します。 ●対象 ▽全壊=1 世帯 10 万円+被災者 1 人につき 2 万円▽半壊=1 世帯 5 万円+被災者 1 人につき 1 万円 ※事業者分と重複申請はできません。 ●申請期限 9 月 30 日 (金)				○	○	○	○
	災害見舞金 (事業者) ▽市役所 1 階社会福祉課 (☎ 37-2204)	災害により事業所に被害を受けた事業主に対し、見舞金を支給します (代表者が相馬市に住居登録のある場合に限る)。 ●対象 ▽全壊=1 事業者 10 万円▽半壊=1 事業者 5 万円 ※世帯主分と重複申請はできません。 ●申請期限 9 月 30 日 (金)				○	○	○	○
	被災者生活再建支援金 ▽市役所 1 階社会福祉課 (☎ 37-2204)	居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給します。 ※住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。 ※半壊は、やむを得ず解体した場合のみ対象。 ●支給金額 世帯人数、罹災判定区分、住宅の解体状況や再建方法により、18 万 7 千 5 百円～300 万円 ●申請期限 ▽基礎支援金=令和 5 年 4 月 15 日▽加算支援金=令和 7 年 4 月 15 日				※	○	○	○
	災害支援金 ▽市役所 1 階社会福祉課 (☎ 37-2205)	災害により市内全域に大きな被害が生じたことから、初期の生活支援として支援金を支給します。 ●対象 令和 4 年 3 月 16 日現在、相馬市に住居登録のある方 ●支援金額 1 世帯当たり 3 万円 ●申請期限 9 月 30 日 (金)							不要
その他	罹災証明書 ▽市役所 3 階地域防災対策室 (☎ 37-2121)	住宅などに被害を受けた方の罹災証明書の申請を受け付けています。 ●申請期限 自己判定方式 (調査不要) のみ=10 月 31 日 (月) ※自己判定方式の罹災判定は、「準半壊に至らない (一部損壊)」になります。							—

◎市公式のホームページ、防災メール、ツイッター、ラインで市の情報を発信しています。ぜひ登録ください。

●問い合わせ先 情報政策課 (☎ 37-2117)

編集と発行：相馬市情報政策課 〒976-8601 相馬市中村字北町 63-3 TEL 0244-37-2117 FAX 0244-35-4196
ホームページ <https://www.city.soma.fukushima.jp/> Eメール info@city.soma.fukushima.jp